

令和6年度第4回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月11日(木) 午後1時30分から午後3時24分
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員		
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森潔
〃	7番	小林照美	〃	17番	福安修
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温
〃	11番	河毛早苗			

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 11名)

旧市	安場信	河原町	大谷太志
邑美	竹内七郎	〃	高田三朗
湖東	村上文夫		漆原清志
〃	山根一美	佐治町	山下増治
福部町	谷口泰彦	鹿野町	谷口和人
河原町	梶川和生		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第23号 鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について
議案第24号 非農地証明について
議案第25号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第26号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
(2) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第4回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、18名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号13番 藏内委員、14番 石谷委員にお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号24～31番の8件であります。 整理番号24番は、鹿野町今市で贈与による所有権移転です。 整理番号25番は、賀露町西二丁目で贈与による所有権移転です。 整理番号26番は、国府町高岡で贈与による所有権移転です。 整理番号27番は、佐治町尾際で売買による所有権移転。 整理番号28番は、国府町岡益で売買による所有権移転。 整理番号29番は、国府町玉鉾による所有権移転です。 整理番号30番は、賀露町南二丁目で売買による所有権移転です。 整理番号31番は、河原町今在家で雑種地との交換による所有権移転です。
議長	それでは、整理番号24番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	7月4日に砂川農業委員、譲受人と現地確認を行いました。現地は、譲渡人の住居から6km程度離れておりますが、今までも譲受人が管理していました。譲渡人と譲受人は親子であり、今も稲が植えてあり、耕作をしていくということですので、間違いありませんので、よろしく願いいたします。
議長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	谷口(和)推進委員の報告のとおりです
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号24番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号25番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告を

	お願いします。
村 上 委 員	6月27日に川上農業委員、譲受人、私が現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は従兄弟同士です。申請地は砂利採取後で休耕地ですが、湖東大浜の灌水設備が更新されたことにより8年以内は名義変更も不可なのですが、賦課金を譲受人が支払うことで、土地改良区も認めております。今後は、譲受人が草刈作業して耕作できるように広げていくとのことです。
議 長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	村上推進委員の報告のとおりで、畑かん更新もあり、従兄弟同士で話し合われて申請されたとのことでした。
議 長	質疑・意見はございませんか。
柳 田 委 員	機械はお持ちでしょうか。
川 上 委 員	草刈り機はお持ちですが、大型農機具はありません。
事 務 局	近隣に譲受人が耕作されている畑があり、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号25番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号26番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山 田 委 員	7月1日に福田推進委員、事務局、譲渡人、譲受人、私で現地確認を行いました。申請人は分家同士で隣同士に家は建っています。譲渡人が県外に住んでいるため、財産処分として贈与するものです。譲受人は2反ほどの田を耕作しております。申請地は10年ぐらい作付けされていませんが、草刈等の管理されていた水田であります。譲受人は営農に意欲を示しており、問題ありませんのでよろしくをお願いします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号26番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号27番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山 下 委 員	6月29日に福安農業委員、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は、

尾際ダムから下流に300mほどの谷あいの農地で、国道から進入路で7mほど降りたところです。現在も譲受人が耕作されており、チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断いたしました。

議長 引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。

福安委員 山下委員が報告したとおりです。譲渡人が処分したいということで申請されたもので、何ら問題ありません。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号27番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号28番につきまして審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。

山田委員 7月4日に山本推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。譲受人は、水田耕作をしている農家で、申請地は2、3年前から譲受人が耕作されており、今回、購入するものです。田植え機、コンバインは共同利用されているとのこと。引き続き耕作をされますので、問題はありません。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号28番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号29番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。

山田委員 7月4日に山本推進委員、事務局、譲受人の家族、私で現地確認を行いました。申請地は、譲受人が現在まで水田と畑として耕作を続けられており、引き続き耕作されますので、問題ありません。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号29番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号30番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。

村 上 委 員	6月27日に川上農業委員、譲受人の家族、私で現地確認を行いました。譲渡人が高齢になり、知り合いの譲受人に売買するものです。現地は、玉ねぎの収穫が終わった後ですが、ハウス内にトマトを栽培されています。すべて自家用で販売は考えていないようです。今までも家庭菜園程度しかしていませんが、購入後は品種を増やしたいとのこと。また、隣地は白ネギ栽培されているので、迷惑がかからないように雨水を溜めて水は確保するとのこと。
議 長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	譲受人の家族が、譲渡人と知り合いであり、譲渡人が高齢になり申請地まで距離があるため、市内に住む譲受人に売買したいとのこと。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号30番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号31番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員	申請地は、譲受人の自宅から近く、自家用野菜栽培の畑として現在も耕作されており、引き続き耕作されるようです。今後も維持管理もできることから許可は妥当だと判断いたします。
議 長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員	梶川委員の報告のとおりで、間違いありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号31番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号6番の1件でございます。 整理番号6番、申請地は岩倉、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議 長	整理番号6番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。

安場委員	7月2日に藏内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現在の墓が山中にあり、高齢により管理することもできなくなるので、自宅近くに移転したいとのことです。申請地は山際で、周囲は不耕作地となっていますので、周辺に影響はないと思います。
議長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏内委員	安場推進委員の報告のとおりです。周囲には地域住民の墓地があります。周辺は申請者の土地であり影響はなく問題ありません。本件は許可相当と判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第23号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農政企画課の担当者が来ていますので、説明をしていただきます。
農政企画課	今回は、編入の1件です。 協議番号河原1番、理由は多面的機能支払と中山間地域等直接支払の協定農地に位置づけるためです。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 協議番号河原1番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は決定とします。 引き続き議案第24号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号27番から43番までの全部で17件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号27番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員	山根推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。安長に申請者の実家があり、昭和30年に売買により土地を購入され、昭和45年に長屋を共同住宅に改築されており非農地状態です。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号27番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号28番を審議します。担当推進委員、大谷委員の報告をお願いします。
大谷委員		7月3日に田淵農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請場所に住宅等が建っており、チェックシートの④に該当することを確認しましたので、よろしく願いいたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号28番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号29番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。
安場委員		7月2日に蔵内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。 ■■■、■■■は、集落の墓地の駐車場として利用されてきましたし、■■■ ■は、長年耕作はされておらず原野化されておりますので、非農地化するのは当然かと考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号29番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号30番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		7月2日に五十畑推進委員、事務局、私、申請人で現地確認を行いました。申請地は現在、墓地となっています。場所は、集落を抜けて山側に向かう農道の山側にある墓地群の一面にあります。北側は墓地、南側は墓地や荒地、東側は農道、西側は山となっています。30年以上前から墓地となっているとのこと。そのようなことから人的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も支障がないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号30番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号31番、32番を関連事案ですので、一括して審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員		両方とも7月1日に3条申請の現地調査と同じ参加者で現地確認を行いました。整理番号31番の■■■は川沿いの土地で形もわからず道路敷になっています。■■■は、果樹園の隣接地になっており、入ることできない土地で原野化されています。 整理番号32番は、自宅の角のところで、拡張した道路敷になっています。両方とも非農地化は仕方ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号31番、32番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号33番、34番を一括して審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		整理番号33番は、7月4日に川上農業委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。平成14年に農機具小屋を建てられており、使われていない農機具が保管されていました。農地に復元するのは難しいと考えます。 整理番号34番は、昭和59年ごろに埋め立てて、近くの団地向けに貸駐車場にされていたが、今は貸していなく、除草作業だけはしている管理地で農地に復元は難しい状況です。
議	長	整理番号33番について、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号33番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号34番について、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号34番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号35番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。

高田委員		7月3日に田淵農業委員、事務局、申請人の親族、私で現地確認を行いました。現地は、雑木や竹林に侵食されており、農地への復旧は困難と思われました。付近の状況も似たような状況でございました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号35番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号36番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員		7月2日に川上農業委員、事務局、申請人の代理人、私で現地確認を行いました。現地は企業の駐車場になっており、その企業は何十年前から営業しており、農地に戻すのは不可能と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号36番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号37番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		7月8日に会長、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は南側に9号線と高速道路のインターチェンジがあり、東側には建物があるようなところです。申請人は市内に住んでおり、長年放置されて雑木等が生えており、農地へ復元は困難であると判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号37番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号38番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。
安場委員		7月2日に藏内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現状はアスファルト舗装がされており、1980年代から道路として活用されており、申請人も農地として使用した記憶がありませんので、人的潰廃されたものと思われれます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号38番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号39番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員		7月5日に山本推進委員、事務局、申請人の家族、私で現地確認を行いました。集落の奥で、四方を山に囲まれているところです。圃場整備をされていない田ですが、長年耕作されていないので茅が生えている状況です。周辺農地も耕作されておらず悪影響をおよぼすことは無く、荒れており非農地に許可することにやむを得ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号39番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号40番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員		こちら先ほどと同じく、山本推進委員、事務局、申請人の代理人、私で現地確認を行いました。袋川沿いの河川敷で竹藪になっている部分の一部と、その横で道路沿いある土地で、ずいぶん前に埋め立てされている土地で砂利などが敷き詰められて農地に復元ができるような土地ではありません。埋め立てからも20年以上経過しており、非農地はやむを得ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号40番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号41番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		7月1日に岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は道路拡張による集団移転のために造成されて、昭和48年に建築されたもので、転用の事実行為から20年以上経過し、チェックシートでも問題ありませんので、非農地の承認をお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号41番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号42番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆原委員		本来は木下推進委員が担当ですが、私にお願いされたので、報告します。 7月3日に田淵農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は昭和60年ごろに砂防工事の関係で少し広げた格好で使われて、工事が終わってからもそのまま道路ということで、舗装もされて境界もわからないようです。農地には復元できない場所がございますので、よろしくお願いたします
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号42番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号43番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		地目は畑ですが、人的に潰廃されまして車庫が一部ありますが、後は雑草地という状態です。転用の事実行為から20年以上経過し、チェックシートで確認して周辺農地も影響はありませんので、非農地証明の許可をお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号43番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第24号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第25号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和6年7月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規3件、更新9件、計12件、面積は、田が16,538㎡で、畑が6,166㎡、その他が10,638㎡となっており、計33,342㎡です 権利種別の内訳は、賃借権4件、使用貸借による権利8件となっています。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第25号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第25号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定するこ

		とに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第26号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が189,205㎡で、畑が33㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権65件、使用貸借による権利46件の合計111件となっています。 また、特例事業として、中間管理機構が買受、耕作希望者へ売り渡すものが、畑で1件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。
山	田	委員
		102番からの企業は、どのような企業なのか。
事	務	局
		主に飲食店を経営されておりますが、農業部門があり、収穫したものを系列の飲食店等で利用されています。
議	長	質問・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第26号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第4回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後3時24分